

大阪市条例第49号

大阪市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大阪市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準)</p> <p>第3条 第1条の基準は、次条、第5条及び第7条に定めるもののほか、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「介護医療院基準」という。）第1条、第2条、第4条（医師及び看護師の員数に係る部分を除く。第6条第1項において同じ。）、第5条（療養室、診察室、処置室及び機能訓練室に係る部分を除く。）、第6条から第26条まで、第27条第1項及び第3項、第28条から第41条まで及び第42条第1項並びに附則（第2条、第6条及び第7条を除く。）並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（<u>令和6年厚生労働省令第16号</u>。以下「<u>令和6年改正省令</u>」という。）附則第2条、第4条及び第6条（これらの規定のうち介護医療院基準に係る部分に限る。以下同じ。）に定めるところによる。</p>	<p>(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準)</p> <p>第3条 第1条の基準は、次条、第5条及び第7条に定めるもののほか、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「介護医療院基準」という。）第1条、第2条、第4条（医師及び看護師の員数に係る部分を除く。第6条第1項において同じ。）、第5条（療養室、診察室、処置室及び機能訓練室に係る部分を除く。）、第6条から第26条まで、第27条第1項及び第3項、第28条から第41条まで及び第42条第1項並びに附則（第2条、第6条及び第7条を除く。）並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（<u>令和3年厚生労働省令第9号</u>。以下「<u>令和3年改正省令</u>」という。）附則第2条、第3条、第5条及び第8条から第11条まで（これらの規定のうち介護医療院基準に係る部分に限る。以下同じ。）に定めると</p>

(管理者の責務)

第4条 介護医療院の管理者は、前条に定める基準のうち、介護医療院基準第7条から第26条まで、第28条から第41条まで及び第42条第1項並びに令和6年改正省令附則第2条、第4条及び第6条に係る部分並びに次条の規定に従業者に遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(ユニット型介護医療院の施設、設備及び運営に関する基準)

第6条 前3条(第3条中介護医療院基準第1条及び第4条並びに附則に係る部分を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型介護医療院(介護医療院基準第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下同じ。)の施設、設備及び運営に関する基準は、次項及び次条に定めるもののほか、介護医療院基準第43条、第44条、第45条(療養室、診察室、処置室及び機能訓練室に係る部分を除く。)及び第46条から第53条まで並びに介護医療院基準第54条において準用する介護医療院基準第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条の3まで、第23条、第25条、第26条、第27条第1項及び第3項、第28条、第30条の2、第32条から第41条まで並びに第42条第1項並びに令和6年改正省令附則第2条、第4条及び第6条に定めるところによる。

[2 略]

ころによる。

(管理者の責務)

第4条 介護医療院の管理者は、前条に定める基準のうち、介護医療院基準第7条から第26条まで、第28条から第41条まで及び第42条第1項並びに令和3年改正省令附則第2条、第3条、第5条及び第8条から第11条までに係る部分並びに次条の規定に従業者に遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(ユニット型介護医療院の施設、設備及び運営に関する基準)

第6条 前3条(第3条中介護医療院基準第1条及び第4条並びに附則に係る部分を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型介護医療院(介護医療院基準第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下同じ。)の施設、設備及び運営に関する基準は、次項及び次条に定めるもののほか、介護医療院基準第43条、第44条、第45条(療養室、診察室、処置室及び機能訓練室に係る部分を除く。)、第46条から第53条まで並びに介護医療院基準第54条において準用する介護医療院基準第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条の3まで、第23条、第25条、第26条、第27条第1項及び第3項、第28条、第30条の2、第32条から第41条まで及び第42条第1項並びに令和3年改正省令附則第2条、第3条、第5条及び第8条から第11条までに定めるところによる。

[2 同左]

(電磁的記録等)

第7条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定による基準において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次の各号に掲げる基準において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（介護医療院基準第7条第2項第2号に規定する電磁的記録をいう。）により行うことができる。

[(1)・(2) 略]

[2 略]

(電磁的記録等)

第7条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定による基準において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次の各号に掲げる基準において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（介護医療院基準第55条第1項に規定する電磁的記録をいう。）により行うことができる。

[(1)・(2) 同左]

[2 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。